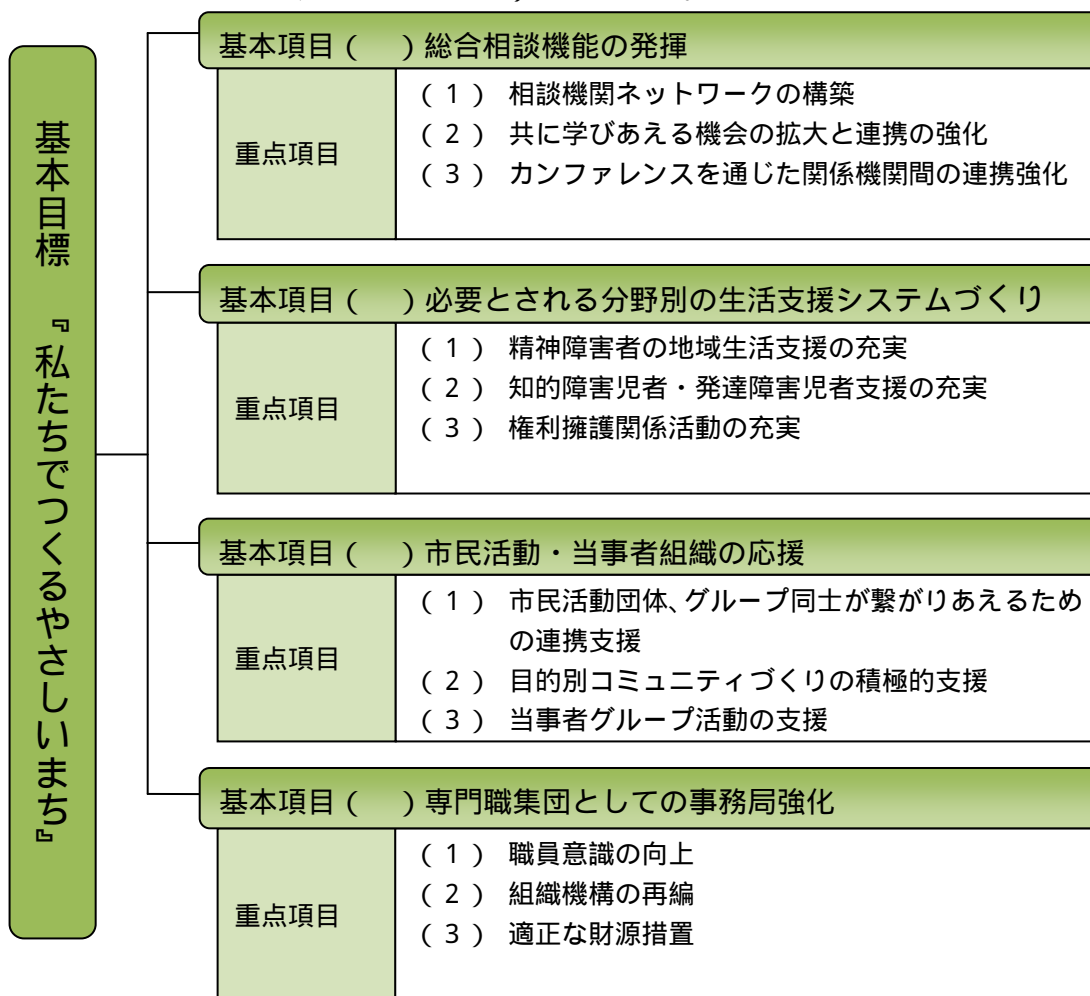


第3章 実施計画

1. 実施計画の明記にあたって

本会事業は、地域福祉活動計画の活動方針に沿って各年度に目標設定し、半年毎の事業・活動評価、評価に基づく修正、変更を繰り返しながら進めてきた。しかしながら、今日の社会福祉をめぐる諸状況は年単位を超えるスピードで変化を繰り返しており、その状況にあわせて本会に求められる役割や取り組み手法も、当然に柔軟に変化させていくことが求められる。

したがって「地域福祉の推進」を目的とするものであれば、地域の実状に応じて何にでも取り組むことが可能な組織としての特徴を最大限発揮していくため、本計画では年次別に実施内容を明記するスタイルから、5年間で展開していく主たる取り組みの方針及び実施目標、「今、本会に求められる役割と取り組み」を文章で表記するスタイルとする。また、下記以外の活動、事業については、参考資料（平成21年度事業評価検討書、76～85ページ）に掲載する。



2 . 実施計画

基本項目（ ）総合相談機能の発揮

(1) 相談機関ネットワークの構築

- ・ 相談機関間ネットワーク会議の開催

重要な社会資源としての様々な各種相談窓口の対象範囲や役割をお互いに理解・確認しあえるネットワーク会議を定期開催し、それぞれに寄せられる相談内容分析に基づくニーズ把握を行う。

- ・ 各種対人援助機関の広報支援

地域福祉に関わる各種相談・サービス提供機関の紹介システムを創設し、住民により身近なところで相談・サービス利用できる環境を確保する。

(2) 共に学びあえる機会の拡大と連携の強化

- ・ 地域ネットワーク勉強会の充実

地域ネットワーク勉強会の開催により、広く市民・相談機関・事業所・行政等に新たな社会資源や既存の支援機関の活動内容を紹介する。

- ・ 講師の人材バンクシステムの構築

100 名を超える地域ネットワーク勉強会講師経験者に協力を依頼し、関係機関による勉強会・研修会へ派遣できる講師人材バンクシステムの創設を目指す。

(3) カンファレンスを通じた関係機関間の連携強化

・分野別ケアカンファレンスの充実

従来通り精神障害者・知的障害者の両地域生活ネットワーク会議を定期開催し、関係支援機関間の連携を更に強化する。特に精神障害者支援については、退院前カンファレンスを重視し、関係者が各病院に集まるスタイルで開催していく。

・提言機能の強化

実務者レベルでは解決困難な政策レベルの課題を明らかにし、高齢者問題は地域包括支援センター運営協議会へ、障害者問題は自立支援協議会へそれぞれ適切に提言していくしくみを定着化させる。

基本項目（ ）必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

(1) 精神障害者の地域生活支援の充実

- ・ デイケア機能強化に向けた医療機関との連携

従来の相談、デイケア機能を更に有効利用してもらうため、医療機関への広報活動を強化する。取り組みの具体的内容を近隣医療機関へ定期的に訪問し情報提供する。退院前情報の共有・退院後支援の連携活動を定着化させる。

- ・ 医師の参加しやすいカンファレンス環境の整備

地域生活サポートに向けたケアカンファレンスは可能な限り病院での開催をお願いし、地域側の支援者や専門職が赴くスタイルとしていく。できるだけ医師が参加してくれる環境をつくり、その定着化を図る。

(2) 知的障害児者・発達障害児支援の充実

- ・ 養護学校児童生徒の放課後支援の実施

波崎地域で養護学校児童・生徒の放課後支援事業を行政からの受託というスタイルで運営する。取り組みにあたっては、保護者のゆるやかなネットワーク化を促し、当事者とともにつくる事業として展開する。

- ・ 知的障害者の余暇活動支援の展開

知的障害者の余暇活動を支援するボランティアの発掘・育成・ネットワーク化を進め、映画会や小遠足・ハイキング等の行事開催から知的障害者理解を進める。

- ・ 発達障害療育者研修修了者へのフォローアップ

発達障害療育者研修修了者(161名)を対象とした研修会・事例検討会を定期開催し、保育所、幼稚園、児童センター、教育委員会等とのネットワーク化・連携の充実を図る。また、教育委員会との協働的取り組みにより新たな展開を模索する。

- ・ 成人期発達障害者支援に向けた調査・研究の実施

新たな取り組みとして、成人期発達障害者の支援に向けた調査・研究に着手する。

(3) 権利擁護関係活動の充実

・対人援助者への支援活動

居宅介護支援事業所、相談支援事業所、訪問看護ステーション、ホームヘルプ事業所等の訪問型事業所向けの成年後見制度・日常生活自立支援事業活用講座を開催し、正しい事業理解を進め、それぞれのサービス提供者が初期段階でニーズ把握・スクリーニングできる応援を行う。

・民生委員児童委員への支援活動

民生委員児童委員向けの情報提供機会や研修会を定期実施し、ニーズの早期発見機能及び本会や地域包括支援センターへの早期伝達機能を強化し、必要とされる人への早期介入を進める。

基本項目（ ）市民活動・当事者組織の応援

(1) 市民活動団体、グループ同士が繋がりあえるための連携支援

・側面的な応援態勢の整備

各団体の自立度合いや活動実態を把握する中で、起こりうる課題を予測し、あらかじめ収集しておくべき情報、定期的に発信すべき情報、集会等で広くアナウンスすべき情報などを精査。社協が広く深い情報源となることで、各団体の活動充実に向けたシンクタンク、コンサルティング機能を発揮していく。活動資金の支援に関しては、現行の「神栖市福祉活動基金助成」にもとづき、新規設立団体や先駆的事業への応援を重視する方向は継続する。

・新しい活動家の開拓

既存の活動メニューにとらわれず、社会福祉の分野で、今必要と思われる活動を常に考え、養成講座等により賛同する市民を募る。ただし、全ての活動を社協主導でつくるのではなく、「 がしたい」「 ならできると相談窓口に寄せられる市民からの活動要望にも柔軟に対応し、ボランティア・市民活動の裾野を広げていく。

・災害時対応を想定したネットワークの構築

「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」をもとに、災害時に協力してもらえるボランティアを育成しつつ、既存のボランティアサークル、団体が、災害時の要援護者支援の分野で関われる部分を、お互いの共通理解のもとに確認しあい、実現可能なネットワークを構築する。

(2) 目的別コミュニティづくりの積極的支援

・わくわくサロンづくりの積極的展開

高齢者サロン、子育てサロンを合わせ、毎年3カ所の増設を目指し、平成26年度には市内24カ所設置を達成する。

・福祉教育出前講座

画一的な体験プログラムを廃し、新たなメニューを開発。サポーター養成講座及びサポーターフォローアップ研修についても定期開催し、新しい体験方針に合わせ、ボランティアの手で展開していけるシステムを構築する。

(3) 当事者グループ活動の支援

・新しいつながりづくりと課題の社会化、組織の社会化

自由参加の講演会や勉強会などを通じて広く呼びかけ、少数派の生活課題に対して喚起・啓発していく。当事者の組織化にあたっては、同じ立場の者同士がともに集う機会づくりを積極的に行うが、個々のメンバーが集う目的を理解し、自分が組織に対してもつ役割を認識し、その役割を実行しようという動機を持てるようなアプローチを行うとともに、活動リーダーを育成し、組織の社会化を図る。

・社協以外の支援者の開拓

精神障害や発達障害に関する市民の理解を増やす取り組みを継続する一方で、当事者グループ活動を応援したい市民を募り、ボランティアとしての組織化を試みる。

・グループを超えた共感のネットワークの構築

ふれ愛フェスティバルの企画実施や、大規模災害発生時の支援・協力体制づくりなど、神栖市を拠点として活動する者同士の共通したテーマにもとづいた連携・協働が進むよう、活動プログラムを工夫していく。

基本項目（ ）専門職集団としての事務局強化

(1) 職員意識の向上

- ・ 社会福祉士国家資格取得者の増強

この実施計画の実現に必要な福祉専門職を、各地域や活動領域ごとにきめ細かく配置するには、現事務局職員（正職員）のうち少なくとも15名の国家資格取得を、平成25年度までに達成する必要がある。現行の「自主研修助成要項」については、平成25年度をもって廃止し、職員のスキルアップに繋がる新たな研修制度を検討する。

- ・ 精神保健福祉士国家資格取得の奨励

平成26年度までに、10名の有資格者を確保する。

- ・ 給与体系の見直し

事務局員（正職員）に対し、保有資格や職種、業務遂行能力等にもとづく「昇給及び昇格に関する規程」を整備する。完全導入は平成26年度とするが、評価制度の導入や、昇給や昇格の基準見直し、福祉専門職を希望しない者を対象とした新しい給与・昇給制度の導入など、着手できる部分については計画初年度より取り組み、以降段階的に実施する。

- ・ 神栖市社協職員倫理綱領の作成

事務局内の社会福祉士・精神保健福祉士を中心に、計画初年度（平成22年度終了まで）に完成させる。

(2) 組織機構の再編

・事務局体制の再構築

基本計画に基づき再構築をはかっていくが、毎年度実施する事業評価検討と、年度事業計画の内容をふまえ、その事業展開に最もふさわしい事務局体制を、年度ごとに決定していく。

本計画推進の要となる「まちづくりグループ」は、相談支援から市民活動のコーディネートまでを包括した「市民のための福祉総合相談及び活動支援部門」として一本化するとともに専門職のみで構成し、行政施策やNPOなど他の社会資源と、その位置づけを明確に区分していく。

・サービス提供部門の一元化

総合相談及び地域生活支援部門の中立性と公平性が保てるよう、法制度に基づく契約型のサービスを提供する部門は明確に分離する。

・支所機能の整理

地域事情等により支所で実施することがふさわしいものを除き、直接サービスや事業は全て本所が担っていく体制を整え、支所業務は総合相談及び地域生活支援業務に特化させていく。

(3) 適正な財源措置

- ・ 専門職配置を要する市事業の積極的受託

福祉に関する相談援助を中心とする市の事業へは積極的に関わり、事業受託や市との協働により、市民の福祉ニーズの総合相談窓口機能を強化していくとともに、事業実施の対価としての安定的な財源確保を目指す。

- ・ 指定管理事業、介護保険事業での独立採算確保

指定管理事業においては、決められた財源（指定管理料）の中で、安全かつ安定した事業継続を確保しつつ、剰余金については社会福祉事業部門へ積極的に繰り入れ、市の補助金だけに頼らない活動財源として有効活用していく。

介護保険事業は、市内のサービス供給体制に合わせて本会の事業規模を決定していくので、必ずしも収益を伸ばす方向で事業展開するとは限らない。想定される収益の範囲にあわせ、従事する職員の就業形態、職員数も考慮した総経費を算出し、独立採算での運営を基本とするが、赤字であっても必要であれば継続する。

- ・ 社協会費、共同募金配分金の有効活用

地域福祉を推進する上での基本的な活動財源である社協会費と共同募金配分金は、いずれも地域住民の理解と協力のもとに寄せられた貴重な浄財であり、この財源は、地域住民の福祉向上に向けた様々な事業実施を通して市内に還元していく。特に、まだ法制度等が整っていない分野での取り組みや、「つながりづくり」のための新規事業など、社協にしかできない先駆的事业へ積極的に投入する。

また、その用途については常に明確にし、行政区等を通じて協力頂いた会費や共同募金が、具体的にどのような福祉事業にどれだけ使われたのかを、多様な広報媒体を利用して広くPRすることで、社協への理解者や協力者を増やし、財源の安定的、継続的な確保を目指していく。